

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コトボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)337714649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言	
特措法にみる「三つの異常事態」	編集部……………2
反行革一五三日の攻防	……………3
―三鷹市職の「地方行革」との闘い―	
「地方分権」という名の「国家改造計画」	上野 義昭……………6
―背景、本質、帰結(一)―	
「護憲」、「改憲」のかき根	政権研究班……………9
―憲法状況をめぐる現段階―	
ノアの箱舟、ギルガメッシュ叙事詩と現代	播磨 宏……………12
―社会発展史、方向転換のために(三)―	
職場での「ふれあい」めざす	……………15
―能力主義管理で失われるもの―	
読者からのおたより……………16	編集部だより……………8

旬刊 社会通信

NO. 671

一九九七年六月一日号

一九九七年六月一日発行
(毎月一日・二二日・二三日三回発行)

● 巻頭言

「特措法にみる」「三つの異常事態」

一、無謀なスピード審議（異常事態その一） 衆議院の審議をみたとき、まず第一に指摘すべきは、無謀としか言い様のない異常なスピード審議である。

特措法「改正」法案の内容が、一部の新聞で報道されたのが三月二十九日であり、これによって初めて国民は法案の内容を知ることができた。そして一週間後の四月三日に臨時閣議で決定の上、国会に提出され、その一週間後の四月十一日には衆議院を通過させている。正式発表からわずか一週間、国民が内容を初めて知ってからであつても二週間で衆議院で可決させた。政府は、法案提出前まで法案内容を主権者たる国民に秘密にしておき、国会に提出するやほとんど審議を行うことなく一気に衆議院を通過させた。これは国民を愚弄するばかりか、国民の代表者たるべき議員の審議権すら蔑（ないがし）ろにするものである。

右のごとき異常なスピードであつたため、衆議院特別委員会での審議も、実質三日しか行われなかつた。その結果、「暫定使用とはいつまでなのか」「何故、時限立法としないのか」「何故、地主の意見を聞いた上で審議しないのか」「建設大臣が却下したならば、地主に土地を返すのか」等々、安保条約を肯定する者であつても抱く素朴な疑問すら明らかとなつていない。沖縄県民の犠牲の上に成立する安保保障とは何なのか安保条約上の義務と言うだけで直ちに「公共性」が充足されるのか、安全保障条約から直ちに個々の土地提供義務が生まれるのか等の本格的議論は全くなされないまま審議は打ち切られた。

これでは議会の審議権行使は形だけのものとなつてしまう。今回の特措法は、土地所有者の財産権（憲法二九条）、適正手続きの保障（三二条）、平和的生存権（九条）を侵害し、県取用委員会の権限（憲法二九条、九二条に由来する）を空洞化するにとどまらない。国会の審議権・立法権（憲法四一条）すら奪い取る異常事態なのである。

二、異論、慎重論を封殺する橋本・小沢トップ合意（異常事態その二） 異常事態の第二は、国民の声と全く無関係に、政党のトップの合意により法案の成立がはかられたことである。党内合意に至るそのプロセスもきわめて異常である。特措法「改正」案の重大性に鑑みるならば、国民の間での議論や国民世論をふまえ、各政党内において議員間、党员間において十分な議論がなされてしかるべきであり、様々な疑問を解消した上で結論が出されるべきであらう。

ところが衆議院での事態は、自民党総裁橋本龍太郎氏と新進党党首小沢一郎氏の三時間半の会談で結論が出されてしまった。全国民の代表者（憲法四三条）であり、全国民の利益を代弁すべき国会議員が、考えることを止め、討論を封殺され、ほとんど「投票マシン」と化してしまっているのである。これほど異常な事態はかつてなかつた事態である。まさに、議会制民主主義の危機である。

三、アメリカの圧力に屈した日本政府（異常事態その三） さらに異常なことは、アメリカ政府の動きである。二月二十四日オルブライト國務長官、三月二四日ゴア副大統領、四月七、九日コーエン国防長官、四月一〇日、十一日シャリカアシュビツリ統合参謀本部議長

とアメリカ政府の中枢メンバーが、立て続けに来日した。副大統領を筆頭に、外交と国防の最高責任者たちが来日し、口々にアジアにおける米軍の一〇万人体制維持を宣言して帰ったのである。安保・沖繩問題に関わる米側トップが連続して来日するなどという事態はかつてなかった異常な事態である。

このような事態の下、アメリカが日本政府に対し圧力を加えたであろうことは、想像に難くない。その結果、日本政府は、在沖米海兵隊の削減すら口にできない事態となったのである。そのもとで、衆議院においての異常なスピードでの可決に至ったのである。まさに独立国としての誇りすら投げ捨てるものである。

反行革一五三日の攻防

―三鷹市職の「地方行革」との闘い―

いま、全国の自治体は第二次地方行革の攻撃にさらされ、反撃もままならないままに、多くの単組が苦闘している。こうしたなか、三鷹市職の仲間一五三日の攻防戦は、さまざまな課題と教訓を提起している。自治労の反行革指針の全国的な討論とも絡んで、三鷹市職の仲間のたたかいの報告の検討を呼びかけたい。

攻防戦に至る簡単な前史

「三鷹市行政改革の方策」（素案）が提起されたのは九五年九月二五日のこと。執行委員は、「三鷹市リストラ行革」と名付け、分析をおこなった。六〇年代半ばから三鷹市が「少数精鋭主義」として徹底して進めてきた「合理化」市政：「非能率行政への挑戦」―たばこを吸わない市役所―の歴史的経過、「係長管理職手当」撤廃への長い闘いおよび民間の七〇年代以降の三次にわたるリストラ合理化に触れながら問題提起をした。

三鷹市はその具体的方策として、①地方分権と都市財政のあり方 ②庁内LAN ③財団・民間活力の活用、職員の適正配置 ④職員研修の充実、職務給導入と昇任（選考）試験制度の導入 ⑤目標管理の徹底と提案制度：優秀提案と表彰 ⑥水道検針業務の民間委託／図書館の一部廃館／幼稚園の廃園／学校用務員の嘱託化計画などを提起した。

マスコミは、不燃物収集の民間委託を含め、三ヶ年で七〇人以上の職員減員と報じた。三鷹市は、自治省の定員管理モデル指数でも類似市に比べ一九人（建設十一、衛生・民政八）少ないことを含め、市職労は、各項目ごとに執行委員会見解を付記し、職場討議資料：『三鷹市職リストラ改革―反対闘争の推進について』をまとめ（九六・二・二三）、職場懇談会を組織した。

九六年三月二六日『三鷹市行政改革の方策―見直し』が公表された。

一五三日の攻防

そして、ついに九六年一〇月一七日、三十一名に及ぶ業務の民間委託、人員削減の書面協議が組合に提案された。一五三日に及ぶ攻防戦の始まりであった。

職員からの立ち上がり・反撃には時間がかかった。その原因はいくつか考えられるが、大きな要因は、任用替試験とその後遺症であり、リハビリが必要であったことである。

《前にでる時も、さがる時もみんな一緒。自治労の組合員でよかったと思える闘いをしよう》を合い言葉として訴えてきた。

そして、このたたかいでもう一つ大きな要素は、組合員の労働観を大切にしたことであつた。組合員は、仕事に誇りや気概を持って働いてきている。民託提案は、ただ経済状況・安上りを理由に、この公務労働を踏みにじるものであり、この点で組合員の憤り、怒りは大きかつた。公務労働についての労働観が、この闘いの背景として貫いていたと言える。

たたかひの経過

◇現業統一闘争：自治労働本部統一・一時間ストを背景に、容器包装リサイクル法施行に基づく要求（九六・八・二一に要求書は提出済み）についての交渉を展開。「三鷹市リストラ行革」についての具体的交渉に入れず。スト延期、継続交渉。

◇人員確保、職場改善、労働安全衛生要求闘争と結合し、闘いの全体化をはかる。

◇予算案内示・確定期の闘い。所属長交渉。

◆一／十三 容器包装リサイクル法施行に伴う諸問題についての団体交渉中で、市側は「政策的なことについては交渉しない。民間委託は三鷹市長方針だから交渉しても変わらない。」と発言し、事前協議協定を無視したことから、労使関係は紛糾。

◇清掃組合員は、連日清掃車で本庁に行き、環境部長に早朝要請行動を行ない、一人ひとりの手書きの申し入れ、要請書を提出しながら、委託撤回、自分たちの手で容器包装リサイクル法の実行を迫つた。

◇保育園部会、保護者に実状を話す。保護者は署名を集め、提出。市と交渉。保育園の組合員署名を提出。

◆二／七 七時～朝ビラ 庁内時間内オルグ。

◆二／一〇 早朝時間内職場大会

◇清掃組合員は「半日休暇」を執行委員長宛に提出。

◆二／十二 午後「半日座り込み」行動。

◆二／十三 昼窓非協力体制。ステッカー行動。

◆二／十四 当該職場中心に決起集会。自治労働本部支援のもと二六単組、団体六五名を含み、二〇〇名を超える仲間が参加して成功。撤布・寄せ書きも一〇〇枚を越す。

◆二／十九 ステッカー行動、所属長交渉

◆二／二十二 利用者団体、福祉団体、市民運動グループの人たちと当該組合員、執行部と懇談会「どうなる三鷹の福祉・環境」。

※市民から「なぜもつと早くこの種の取り組みをしなかったのか」との注文や要望が多く寄せられ、励まされる。自治研活動の具体化が求められる。

◆二／二四 早朝職場大会

◆二／二四 団体交渉再開へ：職場の「意見書」提出。「事前協議協定」再締結。地労委への提訴は留保。

◆二／二六 退庁時決起集会

◆二／二七 一時間スト ※継続交渉↓延期（三／一八）

◆二／二八 定例市議会開会。助役が直接労働現場に赴き、意見を聞く（現場交渉）。

◆三／一八 一時間スト ※「やられ方」(妥結) についての合意。スト中止↓報告集会

合意の概要

- 1 年次計画は、すべて単年度決済とする。
- 2 不燃ゴミ四地区分民間委託。十二名中五名不補充、四名は配転、三名は容器包装リサイクル法に基づく新たな環境行政を担うヘリサイクル推進委員(仮称)。今後の環境行政については、「労使協議会」を設置し、継続協議。
- 3 安全保育要員は、二歳児定数を二人増やし二〇人とすることにより撤回。
(注)〇歳⇨二階で一〇、一歳⇨二階に一〇：一階に一〇、二歳⇨一八(二名は予めほかに転園約束)。状況によりパートタイマーを配置する。構造上の欠陥は改造約束。
- 4 下水処理場：水質二名は残し、管理職を含む他の職種二名減。
- 5 福祉バス：合意しないことを合意。
- 6 事務系減員職場：必要な場合、臨時職員または嘱託職員を配置。
- 7 配置転換にあたっては、本人の意向を最大限尊重する。
(注)面接には組合役員が同席する必要性を感じている。
- 8 「合意」によって、給食調理員二名の欠員が生じたが、臨時職員を配置し、早急に職員採用試験を実施する。

なぜ妥結したか?：「やられ方の合意」：〈総括の視点〉

- 1 「玉砕」もあるが、次のたたかいへの「火種」を残すことが重要、という結論に執行委員会・現業評議会が全員一致で到達したこと。
 - 2 清掃の「丸ごと民託」に歯止めがかけられ、新たな環境行政への足がかりがつかめたこと。
 - 3 名前も顔も知らないのに、自らの課題として自治労都本部の仲間たちが集会に参加し、沢山の寄せ書き、檄をくれたことなどにより、自治労の支援と連帯の素晴らしさを実感できた。
 - 4 「事前協議協定」は労使間の憲法であることを市側に再認識させることができた。
 - 5 合意しなければ、給食調理員の欠員補充のための採用試験は実施されないであろう。
- 以上九七年度に予定されている「三鷹市リストラ改革」はおしとめることが出来ず、一五三日の行動があったが、敗北した。組織内議員を病気で失い(死亡)三年経つが、その大切さを十分認識させられた。しかし、九三年二月の幼稚園廃園反対闘争以来の数々の闘いと一五三日の闘いの教訓は、必ずや今日の闘い、組織強化、次代を担う役員づくりに活かされていくものと確信する。
- また市民との関係は、徹底した情報公開による日常的な信頼関係が基本であることを改めて確認。市民と目線を同じくし、市民主権をどう実践し、憲法理念をどう具体化するのかが求められていると思う。

「地方分権」という名の「国家改造計画」

上野 義昭

— 背景、本質、帰結 (二) —

財政赤字の圧力

現在、地方財政は、地方債残高百兆円・企業債普通会計負担分二十二兆円・特別会計からの借入金十四兆円の計百三十六兆円という「借金」を抱えている。これは五年間で倍増し、第一次石油ショック後に匹敵する規模である。

一方、高齢化社会に伴う国民負担率（社会保険料等プラス税負担）の増大は、既に喧伝されていたが、九七年一月発表された、厚生省社会保障・人口問題研究所による新しい「将来推計人口」は、従来の予想を上回る速度での若年層の減少・高齢者の増大傾向を示しており、さらに危機感が煽られている。九五年六五歳未満の国民五・八人で高齢者一人を支えていたのが、二〇五〇年には二人で一人を支えなければならぬ、と。

そして、財政や社会保障の改革をせずに現状を維持した場合、国民負担率は三十年後の二〇二五年に五一・五％に上昇し、財政赤字を考慮すると「潜在的国民負担率」は七三％にもなる、と。

いやいや日本の経済力からいって大き過ぎる規模の赤字ではない、赤字財政の問題点である物価上昇・国際収支の悪化・金利上昇のどれも起きてはいないではないか、赤字の半分は不況で税収が減ったためだから、成長率を高める景気対策が重要、とするケインジアンからの反論もある。

また、「高齢者を支える」計算方法そのものや欧米に比べて極端に高比率の（それゆえ財政投融資に利用されてきた）年金の過剰な積み立てに対する批判もある。

しかし、今や問題は、一国的な営み如何ではなく、資本のモティベーションは一に世界的大競争時代における国際競争力なのである。

大蔵大臣の諮問機関「財政制度審議会」の最終報告を受けた、政府の財政再建目標は、EU（欧州連合）が通貨統合に際して用いる基準と同様に、単年度財政赤字の国内総生産（GDP）比率を基準とするもので「二〇〇五年までに国・地方の財政赤字をGDPの三％以内に」となっている。

毎年法律にもとづき内閣が作成する、翌年度の地方自治体の歳入歳出の見込みを表す地方財政計画は、今や国の一般会計を十兆円近く上回る規模となっている。地方財政の拡大が国の財政を悪化させる一因である、にもかかわらず地方公務員は増員されてきた、と攻撃の矛先は明確である。財政赤字は、地方行革に対する第一のそして基礎的な圧力となる。

「地方分権」の何が問題か

第二に、本年、政府の取組が山場をむかえる、「地方分権」の問題である。これについては、行革・規制緩和という日本資本主義全体の構造転換の一環という本質とともに、固有の論点（都道府県と市町村の二層制か、基礎的自治体たる市町村強化の一層制か等）や、独自の歴史的背景もある。

また、何よりも主要には政治過程の問題であり、支配層内部でも個別利害では深刻な対

立させ存在するため、一定の衝突と調整の結果、一見不合理な妥協点が見い出されることさえあり得る。現にマスコミが大きく宣伝する、首相をも綱引きに巻き込んだ「地方分権推進委員会」と省庁、さらには省庁間の争いや族議員・業界も参入した「攻防」なるものも、そのプロセスに他ならない。

しかし、世界的にも新自由主義の潮流が〈財政赤字の解決〉や〈官僚制打破〉を旗印にしながら進めている〈福祉国家の収縮〉と無関係に、「地方分権」だけが独自に存在するなどあり得ない、このことは銘記すべきであろう。

さて、九五年七月に「地方分権推進法」が施行されたことにより、「地方分権」は論議の段階から、いっきよに具体的な政治日程にのぼるに至った。同法に基づく内閣の諮問機関「地方分権推進委員会」は、九六年三月の「中間報告」の中で、「国と地方公共団体の関係を現行の上下・主従の関係から新しい対等・協力の関係へと改めなければならない」と明言した。そして、これまで法制面で上下・主従の関係を裏づけてきた「機関委任事務制度」を廃止する、というので各方面から評価を受けた。

「機関委任事務」というのは法律・制令で国の事務が地方自治体の首長に委任されたものだが、この仕事に関しては、首長が国の下級機関の扱いを受けて、ほとんど自由にできる余地がない。しかもこの事務がまた、五百数十項目にもほるといふ膨大な量なのである。そして今後は、原則「自治事務」、例外的に一部「法定受託事務」（もっぱら国の利害に関係するが国民の利便性や効率性から自治体が受託して行う事務）とするのである。

しかし、十二月の「第一次勧告」（内容は、国と地方の役割分担、国の関与の見直しについて）では、早くも「必要な基準の設定」や「調整」などの国の関与を認めた「法定受託事務」が、予定よりふくらんでいる。さらに市町村にまでは分権せず、都道府県にかたよった「官官分権」にすぎないではないか、との声もある。九七年六月を目標とされる補助金・税財源をめぐる「第二次勧告」では、さらに利権や各層議員の存立基盤にかかわるだけに、その帰趨は予断を許さない。

戦後史における地方分権の攻防

そもそも現行地方自治制度は、第二次世界大戦敗戦後、直接的には連合国最高司令部（GHQ）によって進められた軍国主義解体の「民主改革」と、天皇制国家体制の実質的温存を策す国家官僚との対抗のなかで形成された。「機関委任事務制度」は、地方住民が自ら選挙した政治的代表を、国（主務大臣）の地方機関とすることにより、国と自治体とを上級行政庁と下級行政庁の関係に置くわけであり、地方議会の審議・調査権や監査対象からも長らく除外して、まさしく矛盾に満ちた制度である。

これは実は、GHQが求めた知事の直接公選制の要求に対し、執拗に抵抗した内務官僚を中心とする部分が、公選制阻止は困難とみるや戦前の官選知事を通じた中央統制システムを温存しようと導入したものである。したがって、「機関委任事務」の廃止とは、戦後体制の転換にとどまらず、明治以来の中央集権国家の地方支配の転換、という文脈で捉えようとする論も、あながち理由のないものではない。

戦後も国家権力による公選知事不信は続き、効率的な地方開発という資本の要請ともあいまって府県制の廃止・道州制の導入が幾度となく持ち出されてはつぶれてきた。一方、

都道府県側の「防衛」的対応も、今日に至るまで引き継がれている面があり、ここに冒頭述べた二層制論の基盤があると言える。

しかし、高度経済成長長期には、広域行政の展開は、府県制廃止とは異なる道筋をとることとなった。すなわち補助金・負担金や中央省庁・特殊法人による直轄事業等を通じた中央統制がそれであり、これは「新中央集権体制」と呼ばれることがある。そして、このシステムこそが、中央政府と地元選挙区とに対応する自民党の利益分配政治とメダルの表裏の関係をなしながら、戦後保守支配を確立したのである。ここに旧式の府県つぶしは終息し、他方で、革新自治体の登場を推進力とする福祉施策や環境行政等の普及は、ヨーロッパに比して貧困な日本の福祉国家を補完する役割を果たしたのである。ここに戦後史上はじめて、制度としての地方の基盤が一定の安定をみるとともに、徐々に自治体として離陸してきたと見ることができる。

ところがこれは、石油ショック後の低成長や今次長期不況で露呈したように、脆弱な財政基盤の上に立った「地方自治」に過ぎなかったことは周知のとおりである。しかも、後に述べるように、資本主義全体の構造転換の脈絡において「地方分権」の意味も転換を余儀なくされている。社会主義を掲げる国家の「崩壊」や階級闘争の後退のなかで、資本の側は自信を持って、福祉国家の見直しに着手できることとなった。かつて体制存続のための絶対的条件であった福祉国家は、今や大競争時代の高コスト要因となったのである。福祉国家の収縮化傾向により、ケインズ主義経済学も新自由主義の潮流に席を明け渡すことになった。

地方拡充の長期的流れだけを見て、今回の「地方分権」で「小さな中央政府、大きな地方自治」があり得るとする幻想があるとすれば、それは早急に払拭されねばならない。何よりも今年版「日経連労働問題研究委員会報告」は明言している、「中央、地方とも小さな政府を」と。

(つづく)

◇ 編集部だより ◇

▽巻頭言の「特措法―三つの問題点」は自由法曹団の文書からまとめたものです。「特措法」のこわさをよく指摘しているからです。国連常任理事国入りが一段と強くなってきました。国連は現代帝国主義諸国の世界管理の共同の組織との性格を強めています。

▽こんな時、「特措法」そしてペルー人質事件を口実とした危機管理、有事体制づくりが加速されようとしていることは、時代がいよいよ要注意の段階に入ったことを示しています。

▽「部分連合」、「政策連合」は実質「保々連合」で、その内実は「大政翼賛会」といって過言ではありません。こんな情勢を反映してでしょうか、悩みに満ちたおたよりをいただくことが多くなりました。「歴史をつくるロマン」を胸にがんばりましょう。

「護憲」、「改憲」のかき根

—憲法状況をめぐる現段階—

二つの「憲法」と五〇年後

五月三日は日本国憲法施行五十年めの日です。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」を理念・理想とする世界に例のない平和憲法のゆくえは、半世紀の時の流れの中で今、重大な段階にさしかかっています。

「朕国家の隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣栄トシ 朕カ祖宗ニ承クルノ大権ニ依リ 現在及将来ノ臣民ニ対シ 此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」と勅語で云い、「大日本帝国は万世一系の天皇之ヲ統治ス」(第一条)、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラス」(第三条)と記された大日本帝国憲法が公布・施行されたのは一八八九(明治二十二年)二月十一日でした。

大日本帝国憲法公布・施行から五十年の一九三九(昭和十四)年前後、日本はどのような状況にあったのでしょうか。

まず労働運動では一九三八年七月に産業報国会が創立され、一九四〇年七月に労働組合はほぼ解散します。この労働組合の動きと軌を一にしているのが、無産政党の離合・集散、いわゆる政界再編成です。先頃、自民党の野中広務が「大政翼賛的政治は問題」と述べマスコミに話題を提供しましたが、その大政翼賛会発会は四〇年一〇月です。社会大衆党の解党宣言は同年七月のことでした。

産業報国会そして大政翼賛会が国家総動員法(三八年四月一日公布、五月五日施行)の強化が、国民精神総動員強化方策(三九年二月)、基本国策要綱(四〇年七月)とはかられ、四一年十二月八日に突き進んでゆきます。

この時の中心人物が関白家筆頭の近衛文麿です。日本国憲法下、近衛の孫・細川護二連立政権のもとで共産党を除く旧野党政治勢力が旧自民勢力に自発的に吸収・合併されてゆき、その結果として政界再編成がアツという間に進行したことは周知のことで、歴史の皮肉とでもいうことでしょうか。

一九三〇年代と一九九〇年代の客観的・主体的条件は大きく違います。近衛内閣前後、旧財閥(三井、三菱、住友、安田、古河)は軍事力の直接的援助のもと、中国に侵略し「大東亜共栄圏」を求めました。しかし現在ではアメリカに次ぐ経済力をもつにいたった日本は、天文学的数字にまでふくらんだ経済権益(海外資産とさまざまな利権、さらには在留邦人等)を守ることを口実に、新たな政治体制をもさくしていることです。

五十年前、近衛は「昭和維新」を呼号しました。現在、橋本は「現代は明治、マッカーサー体制に次ぐ第三の革命期」として、「六大改革」を叫ぶのです。今は五十年前とは違っています。しかし、この類似性を見逃すわけにはいきません。「国家改造計画」の本質を共有しているからです。

旧社会党の路線転換と九条問題

平和憲法をめぐる現在の特徴はどういうところにあるのでしょうか。

第一は、「護憲論」、「改憲論」のかき根が外されようとしていることです。この背景に①「平和の砦」であった総評・社会党ブロック自壊、②旧社会党の政策転換、③自民党の

支持基盤再編成、④旧い改憲論の時代錯誤性、⑤世代交代等々が複雑に絡んでいることがあります。

法律専門誌『法律時報』と『ジュリスト』は昨年五月の憲法公布五十年にあたり、「日本国憲法五〇年と二一世紀への展望」、「日本国憲法五〇年の軌跡と展望」とのタイトルで特集号を組んでいます。巻頭は前者が護憲の憲法学者として著名な奥平康弘氏、後者は、「日本国憲法五〇年の歩み」と題する座談会で憲法学者の佐藤功氏を中心に若部信喜（元東大）、樋口陽一（上智大）、高橋和之（東大）、の第一線憲法学者が語っています。それはウメキにも似たように聞かえるのは私だけのことでしょうか。奥平氏は最近の憲法情勢をこう述べています。

「世間では一般に、『改憲』派・対『護憲』派という対立図式が用いられるが、これを借りていえば、『憲法五〇年』の一定部分は『改憲』派・対・『護憲』派の対抗関係として描くことができる。この対立図式にあつて従来は、前者は保守陣営、後者は革新陣営という等置が成り立つものと理解されてきた。けれどもここへきて、最近の日本では、保守陣営と革新陣営という具合に区分すること自体の有効性が失われたこともあつて、『改憲』派⇨保守陣営、『護憲』派⇨革新陣営という構図は、無意味と化しつつあるように思える」（『法律時報』九六年五月号、六頁）。

この背景には「改憲」「護憲」派ともの「さま変わり」が生じたことがあるというのです。座談会では若部、高橋氏から同じ意見が述べられています。つまり、「護憲を訴える力が非常に弱くなってきている」（若部）、「自衛隊違憲論を言い続けてきたことがマイナスも伴っていた」と。つまり、憲法学者の間にも大きな戸惑いが生まれ、それによつて「護憲」派と「改憲」派のかき根が外され始めていくことで、「憲法の危機」がいわれながら、憲法学者の声が小さくなっているのはこのゆえかと思われれます。

第二は、かき根をとり払う大きな役割を果たしているのが「読売新聞」だということです。読売新聞「憲法問題調査会」は「憲法問題調査会第一次提言」（九二年十二月）、「憲法改正試案（憲法―二一世紀に向けて）」（九四年十一月）を発表しています。その内容については本誌第五九一―六号で加藤晋介弁護士に詳細に論じていただいておりますから、ご参照いただくとして、そのポイントは「護憲的改憲論」というべきものです。その背景に旧社会党の政策転換があつたことは明らかです。というのは読売「憲法―二一世紀に向けて」は、「社会党が自衛隊『違憲』の立場から『合憲』へと具体政策の転換をしたことにより、第九条問題は政治的には、ほぼ、決着がついた」といい、従来ゴリゴリの改憲論者だった西修氏も「一九九四年九月三日は社会党にとってエポック・メイキングな日として記憶にとどめられるであろう」と書いています。

ようするに、旧社会党の政策転換が「護憲」論と「改憲」論のかき根を外してしまつたのです。ですから、佐藤功氏はこの問題について次のように述べていることはきわめて重要で

「社会党が政策転換だと称して、非戦・非武装・中立主義は歴史的使命を終えた、などというけれど、私はそうは思わないのです。この転換は九条の法理論・解釈論の変更なのではないでしょうか」

第三は、読売新聞が以上を背景に新たな攻勢をかけ始めていることです。九四年の「憲法改正案」以降、読売は「国会議員アンケート」（九七年三月）、「憲法学者・有識者アンケート」（九六年八月）、そして最近「憲法に関する国民意識アンケート」（九七年四月）をおこなっています。憲法改正への是非では「改正しない方がよい」と答えたのが国民で三六・八％、国会議員三四・八％、有識者四一・七％と過半数をはるかに下回っているの

に、憲法学者のそれは六三・八%と過半数をはるかに超えていることです。

読売はこの結果を「憲法学者の特異性」といい、憲法学者の包囲網づくりに歩みを進めはじめたといっているでしょう。この傾向を示すのが、憲法学者ではなく、さまざまな分野の有識者に憲法問題をしゃべらせ、書かせ、憲法学者を孤立化させる手法が露骨になっていることです。

その典型が大蔵官僚出身、専門は金融論で京都大学経済学部教授の肩書きをもつ吉田和男の「憲法改正論―二一世紀の繁栄のために」です。彼は改憲は「大連合、翼賛的結合がなければ成立しない」といい、小選挙区制導入は「憲法改正への可能性を開いた」、「理にかなった」政治改革だったとこれを絶賛しています。

さらに比較政治学専攻の加藤秀治郎は「腰を据えた改憲論議を」（読売新聞、九七年四月二六日）で、憲法学者の「特異性」について、「これは、独善的なきらいのある研究・教育体制、閉鎖的な大学教員人事と関係しており、憲法学界の特殊な事情によるものだ。簡単には変わらないだろうが、改正の支障になるとも考えられない」と述べています。

第四は、商業ジャーナリズムがすべて政府広報機関となり果ててしまったことです。従来の図式でいいますと読売Ⅱ中曽根・自民党×朝日・岩波Ⅱ平和主義でした。しかし、解釈改憲論の広まりとともに読売Ⅱ中曽根×朝日Ⅱ宮澤の図式に変わり、今では中曽根Ⅱ宮澤ですから、読売Ⅱ朝日となり、本来の護憲論の主張は、商業ジャーナリズムの受け入れるところではなくなってしまうということなのです。

最近の朝日が「行革・規制緩和断行」で読売、日経が顔負けするほどの主張をおこなっていることはその証明です。

「憲法改正」に抗する道

今後、憲法問題はどうなっていくのでしょうか。自民党はこうかつです。自らが不利な時には軒下に逃げこみます。しかし、有利と感じれば次から次へと前に出てきます。

中曽根は憲法改正は射程距離に入ったとの認識から「憲法臨調」発足を唱え、自民党九七年度運動方針は「国の指針となる憲法は、すでに定着している平和主義や基本的人権の尊重などの諸原則を踏まえ、現行憲法と現行諸制度との乖離を明らかにし、新しい時代にふさわしい憲法のあり方について、国民と共に論議を進めていく」としています。

しかし、この文章の背後に「自社さ」政権があることが忘れられてはなりません。もし、「自社さ」の枠組みが取り払われた時、自民党はどう歩を進めようとするかは分かりきったことです。「保々連合」が政策連合として動きを開始しました。沖縄の基地問題はまさに憲法九条の平和主義の根幹にかかわる課題です。次は朝鮮半島、ペルー日本大使公邸占拠事件を口実に有事法制問題が出てきます。国会の会派構成は旧自民勢力が九割にも達するのですから、これからの国家の基本問題とされる課題は、すべて「特措法」方式で議決可能です。

そして総仕上げとしての憲法改正が必ず発議されるということになります。このような時、院内外の有識者、憲法学者の呼びかけで「憲法を活かす会」が結成されました。代表世話人は小林孝輔、武者小路公秀、植野妙実子、新崎盛暉、暉峻淑子、伊藤成彦の六氏、事務局長に浜田健一議員（社民党）を選任し、谷田部理参院議員（新社会党）ら一五人の世話人で活動を開始することです。

この組織を「護憲勢力総結集」の場にするのが、これからの日本政治のゆくえを決するたたかいの柱となることは間違いありません。

ノアの箱舟、ギルガメッシュ叙事詩と現代 播磨 宏

— 社会発展史、方向転換のために (三) —

モーセの警告

旧約聖書モーセ第一の書六章は、現代に通じる警句でもある。

「主は人の悪が地にはびこり、すべてその心に思いはかることが、いつも悪い事ばかりであるのを見られた。主は地の上に人を造つたのを悔いて、心を痛め、『わたしは創造した人をおもてからぬぐい去ろう。人も獣も、這うものも、空の鳥までも。わたしは、これらを造つたことを悔いる』と言われた。時に世は神の前に乱れて、暴虐が地に満ちた。神が地を見られると、それは乱れていた。すべての人が地の上でその道を乱したからである。そこで、神はノアに言われた、『わたしは、すべての人を絶やそうと決心した。彼らは地を暴虐で満ちたから、私は彼らを地とともに滅ぼそう。あなたは、レバノン杉の木で箱舟を造り、箱舟の中にへやを設け、アスファルトでそのうち外を塗りなさい。わたしは地の上に洪水を送つて、命の息のある肉なるものを、みな天の下から滅ぼし去る。地にあるものは、みな死に絶えるであろう。ただし、わたしはあなたと契約を結ぼう。あなたは子らと、妻と、子らの妻たちと共に箱舟にはいりなさい。— 中略 — あなたはすべての清い獣の中から雄と雌とを七つづつ取り、清くない獣の中から雄と雌とを二つづつ取り、また空の鳥の中から雄と雌とを七つづつ取って、その種類が全地のおもてに生き残るようにしなさい。

七日の後、(二月十七日) わたしは四〇日、四〇夜、地に雨を降らせて、わたしの造つたすべての生き物を、地のおもてからぬぐい去ります。こうして七日の後、洪水が地に起こった。雨は四〇日、四〇夜地に降り注いだ。水が増して箱舟を浮かべたので、箱舟は地から高く上がった。

水は百五十日のあいだ地上にみなぎった。箱舟は七月十七日に(トルフ東部の) アララテの山にとどまった。四〇日たつて、ノアはその造つた箱舟の窓を開いて、からすを放つたところ、からすは地の上から水がかわききるまで、あちらこちらへ飛びまわった。ノアはまた地のおもてから、水がひいたかどうかを見ようと、彼の所から、はとを放つたが、はとは足の裏をとどめる所が見つからなかったので、箱舟のノアのもとに帰ってきた。

それから七日待って、再びはとを箱舟から放った。はとは夕方になって彼のもとに帰ってきた。見ると、そのくちばしには、オリブの若葉があつた。ノアは地から水がひいたのを知った。

洪水伝説の原型

現代はまさに知の洪水によって、原子の核と、生物の核との情報の洪水によって一掃されかかっているだけに、ノアの洪水伝説が迫力を持って我々にある行動をせまっていると思えてくる。キリスト教に入信したわけではないが、人間の行動を規制する自然に対する畏怖心は復活されるべき心性であると思う。

洪水伝説は、ユダヤ人の口承伝説に残っていただけではなかった。一八七二年十二月、メソポタミアでジョージ・スミスによって発見された粘土板文書にも書きしるされてあつ

たのだ。この粘土板破片は、不完全ながらつなぎ合わせ、解説に成功し「ギルガメシュ叙事詩」が復元された。バビロニア時代（BC二〇〇〇—一八〇年頃）に残っていた資料を、アッシリア帝国最後の大王アッシュルバニパルが、ニネヴェエの図書館にアッシリア語写本として保管したもので、十二枚の粘土板の十一枚目に洪水伝説の記述があった。

「ギルガメシュ、汝に秘事を明かそう。神々の秘密を汝に語ろう。葦小屋よ、葦小屋よ！壁よ、壁よ！葦小屋よ、聞け！壁よ、考えよ！シウルバクの人、ウバラ・トゥトゥの息子よ！家を打ち壊し、船を造れ！持ちものをあきらめ、汝の命を求めよ！品物を忘れ、汝の命を救え！シヤマシユはわたしにはつきりと時を定められた。『嵐の導き手が夕方、破壊的な雨を降らせるならば船に乗りこんで扉を閉ざせ』その時がきた。朝の最初の光が輝きだすや、地平のあなたから黒雲が立ちのぼった。嵐と雨の神アダドがその中で雷を鳴らし、シウルラットとハニツシユが先駆ける。

先触れとして、丘や平地を越え、冥界の神エルラガルは船柱をなぎ倒す。戦争の神、漕漕の支配者ニヌルタがやって来て水路を溢れさせる。冥界の裁判官アヌナキは松明をかがげ、その輝きが地を照らす。

嵐と雨の神アダドの怒りは天に至り、すべての輝きを闇に変えた。―欠損―そして大地を壺のように破壊し、一日じゅう嵐は吹き、吹きつづいた。―欠損―そして戦さのように、人々を襲った。誰ひとり仲間を見ることはできなかった。天上からも人々を見分けることはできなかった。

神々さえも洪水におののき、逃げだしてウルクの神殿アヌの天へ登っていった。そして犬のように縮こまり、苦しみ、うずくまった。（英雄ギルガメシュにプロポーズし、ふられ怒ってギルガメシュを殺そうとして失敗した大女神）イシユルタは、産気づいた女のようにならぶ。声うるわしい神々の女主人が悲嘆にくれた。

『なんと、古き時は粘土と化した。神々の集いで、わたしが悪しきことを命じたからだ！どうして神々の集いで、あんな邪悪なことを命じることができたのか！どうしてわたしの人間たちを滅亡させる戦さを命じたのか。人間たちを生みだしたのはわたしだということに！今や、彼らは魚の卵のように海を満たしている！』

冥界の裁判官アヌナキの神々は、彼女とともに泣いた。神々は座して、頭を垂れて泣いた。六日と六晩、嵐が吹き荒れ、豪雨と嵐が洪水が大地を席卷した。七日目がきて、猛々しい勢いをおさまった。まるで軍隊のような猛襲だった。海は静まり、嵐はやみ、洪水はひいた。窓を開けると、光がわたしの顔に差した。海を見渡すと、すべてが静まりかえっていた。そして人間はすべて粘土と化していた。―欠損―は平屋根と同じ高さにあった。わたしは頭を垂れ、座して泣いた。涙が頬をつたって落ちた。わたしは海の果てまで、あらゆる方角を見まわした。遠く十二時の方向に陸地が現れた。ニシル山に船は到着した。山は船をしっかりと捕らえて動かさなかった。（そこで鳥が放たれた。ハトとツバメとカラス）

長い引用となったが、ノアの洪水伝説の原型をここに見ることができるだろう。

文明、環境破壊、大洪水

二十世紀に入って、イラクのバクダッド東南のニップール遺跡から、シユメール語で書かれた洪水伝説が発見された。箱舟をつくるどころや箱舟が山に漂着するところはないが、大洪水物語の大略は「ギルガメシュ叙事詩」と共通しており、洪水の舞台となった都市シ

ユルパクまで同じだった。

こうして「旧約聖書」の「ノアの洪水伝説」のルーツがメソポタミアで最初の統一王朝を形成したシュメール人の時代にまでさかのぼることが確定的となった。その時代はBC三〇〇〇年頃ということになる。大洪水伝説は、シュメールからバビロニアそしてヘブライへと受け継がれ、「旧約聖書」の中にとじこまれたのだ。

一九二九年、ユーフラテス川右岸のウル遺跡を発掘していたレオナード・ウーリーは、BC三五〇〇年の洪水層を発見した。厚い所では、その洪水層は三メートル、広さにして四八〇×一六〇キロメートルにおよぶと推定された。この少しあと、バビロニアのキシユ遺跡からBC三〇〇〇年頃の洪水層がラングトンによって発見された。続いて、ウルク遺跡・ラガシユ遺跡・ニネブエ遺跡、そしてシュルバク遺跡からBC三〇〇〇年頃の洪水層が発見された。この洪水層は薄く、〇・二―一・六メートル前後の厚さであった。しかし、この大洪水は、シュメール人が都市文明を確立するジエムデ・ナスル期と初期王朝の間に引き起こされていた。

ノアの大洪水は、ユーフラテス川下流域のメソポタミア低地で引き起こされている。現代、イラクのバグダットの年降水量は一五〇ミリ前後で、降水量のピークは十二月から三月にあり、ユーフラテス川の流量のピークである四月―六月ともずれており、メソポタミア低地地方の降雨がノアの洪水を引き起こしたとは考えられない。これに対して、ユーフラテス川の中・上流域は年降水量四〇〇ミリ以上の地域に相当する。

ユーフラテス川下流域に大洪水をもたらす上で決定的な要因は、より降水量の多い、シリアやトルコにあったと考えられる。

花粉分析の結果、BC三〇〇〇年頃、シリアやアナトリア高原で、湿原に生育するカヤツリグサ科植物の花粉が急増し、湿潤化したことが証明された。

BC三〇〇〇年頃、それまで温暖だった気候が突然、寒冷化する。気候の寒冷化は、ユーフラテス川中・上流域で冬雨や雪を降らせた。

これが春先の雪どけ水とともにユーフラテス川下流域に大洪水をもたらしたのである。気候の寒暖の変動はグローバルなものだが乾湿の変動は局地性が大きい。BC三〇〇〇年頃、北緯三五度以北のアナトリア高原やギリシアの気候は寒冷化と同時に湿潤化したのに対して、北緯三五度以南のメソポタミア低地やナイル川流域地方やインダス川流域地方では寒冷化とともに乾燥化した。

この乾燥化によって大河の下流域の乾燥したステップで生活していた牧畜民が水を求めて河畔に集中する。河川沿いには農耕民が生活していたから、気候の乾燥化によって牧畜民が農耕民と接触したり侵略したりする機会が多くなり、この農耕民と牧畜民の混合が大河周辺の古代文明を誕生させた。

麦作農耕の開始が富を蓄蔵し、階級支配の文明への入り口を準備した。この農耕は、はじめから家畜飼育がセットされており、牧畜民との接触の機会の多い農耕形態であった。

そこへ牧畜民がなだれこんできたのである。都市文明を特色づける個人の所有権、契約、外国貿易、英雄叙事詩、などは本来、牧畜民の中にあつた文化と見なされる。これに余剰の富と階級への分裂、余剰労働力が合体して都市文明を成立させた。

BC三〇〇〇年頃の気候変動が古代都市文明をつくった。そして都市文明が、今度は変動因として周辺に影響を与えてゆくことになる。

(つづく)

職場での「ふれあい」めざす

— 能力主義管理で失われるもの —

一九八七年（S六二）年四月、職務資格制度が導入され、同年一〇月から「自己申告」が始まった。賃金の銀振りが始まったのもこの頃だった。一九八九年（H〇一）年四月、第一回目の評価による昇格・昇給が実施された。今年二月一日、九年目を迎える。そしてまた、転機をむかえている。

あなたは今年「昇格」するか 例えば、一般職能四級の人は、最短で二年、最長で七年で上位職能の一般職能三級に昇格する。

この五年の差は何か。会社が一人ひとりの人間を「A」から「D」までランク付けしているからだ。評価「A」の評価を二年連続受ければ、評価点は一五十一・五〇点となり二年で昇格し、「D」評価を受け続けていくと、三点×一〇年＝三〇点となり一〇年にして昇格することになる。（但し、最長は七年で『満期』となり昇格する）

こうして、一般職能五級から一級まで、最も早い人で九年、遅い人は二二年、実に十三年の差が生じることになる。

「評価」するのは直属の課長・部長 この評価は、私たち一人ひとりに対し、直属の課長・部長そして所長（評価者、調整者）が行っている。評価基準は①職務遂行能力、②業績。これを基に一人ひとりを「あいつは『A』だ」「こいつは『D』だ」と評価している。この評価は、通年的に行っており、毎年一〇月に「評価」したものを、翌月二月の昇格に反映させている。

「評価」は公表されず「密室」の中で だが「この評価が公平か」「どう評価されたか」まるで分からない。「業績評価が『D』の場合、能力評価に関わらず、総合評価は『D』になる」という。

管理者の胸先三寸、恣意的な判断、「評価」を行っていても分からない。

だいたい、人間を『A』から『D』と選別・差別できるほど管理者能力、いや人間的資質を備えた管理者がいるのだろうか。

強まる「業績評価」選別・差別 こうした「業績」に基づく「評価」＝選別・差別する動きはこの間一層強まっている。「今後のMM事業運営に対応した働き甲斐のある賃金制度をめざす」として、「年齢給」を抑制し、「職能給」部分の比率を高め、資格手当・職責手当や業績評価を重視していく動きだ。

すでに、「特別職群」の設置、成果・業績に基づく評定を行うことが決まっているが、企画・専任職能グループを統合し「エキスパート職能グループ」（仮称）を新設し、「それに相応しい」内容にすべきという要求すら全電通労組から出ている。また今後、①職能等級構成、②昇格、③職責手当の「改善」、および④「評価」と「インセンティブ（刺激・動機）のあり方が検討される、という。すでに、業績手当（B）に個人の業績を反映させるといふ動きもある。

分断・差別許さぬ職場からの団結を いよいよ、NTTのMM化・国際化に「相応しい」＝「業績」＝「会社への貢献度」が職場を席巻することになる。

この世の中で「働いた成果が報われる仕組み」とは、労働者を「競争」させ「差別・選別」し、「隷従」「脱落」を強い、そして、権利・慣行を奪う、さらには、労組の存在意義すらをも失わせ、会社が勝手きままに労働者を支配できる「仕組み」に他ならない。

私たちに求められているのは、会社の意図に惑わされず、人間らしく働き続けるために、仲間と支え合い・励まし合える職場を追求していくことだ。

◇ 読者からのおたより ◇

約束違反が政治不信、民主主義の危機の原因 注目されてきた消費税率引き上げと沖繩特措法にケリがついた。八割とも九割ともいわれる国会議員（政党）が政府案に賛成してある。一方、主権者である多数の国民は何れの法案にも懸念や反対の感情を抱いたままである。野山では生きものの息吹が活発になる時候だが、庶民の生活や政治への期待はむしろ冬へ向かう寒ささえ感じる。特措法「改正」では政権党の幹部ですら「これでは大政翼賛会になる」との懸念を表明する今日の政治のあり様だ。平和憲法を護る礎となってきたのは圧倒的国民の支持であるが、このままでは政治の場でネジ曲げられる心配さえ出てきた。私は政治活動に入ってから丁度十年になるが、政党・政治家の政策や選挙公約を、これほど歪曲させて国民に還元されることはなかった。政権への欲は当然だろうが、支持者や勤労国民に対する約束違反が今日の政治不信と民主主義の危機を招いている。その責めは免れない。

（市会議員・Y）

苛酷なJR職場 三月ダイヤ改正と併せて行われた名寄駅の要員合理化は、改正前五名プラス波動要員二名だったものが、改正後は三名プラス波動二名へと削減された。結果、これまで主に出札と一部改札だったものが、出札、改札、案内、電話対応（予約、問合わせ）などと、作業量が大幅に増。改札には一部助役も入るが、入れない時間帯は、出札を途中で打ち切り改札放送。客が来ても切符を売れない（無札が多くなり、収入減に）。窓口を閉め清掃にはいると、客が「いつになったら切符を売ってくれるのか」と言う。待合室、トイレの清掃が一日に一回しかできないため、非常に汚く、客の苦情が多くなった。（国労・S）

国鉄・沖繩ところは一つ 四月二七日、福岡市内のアミカスで「国鉄闘争勝利・沖繩米軍基地撤去福岡県集会」が開催された。集会には、国労組合員、家族、地域の労働組合、沖繩県人会など五百名が参加した。国鉄闘争も百万署名の取り組みと行動の展開を行ううなかから、政府・JRを追いつめ、東京地裁に公正な判決を求める重要な局面にきている。沖繩も特措法も県民の声を無視して、国会で成立している。国鉄問題も沖繩問題も「国」に責任があり、民主主義と人権への挑戦といわざるを得ない。国鉄・沖繩と固く連帯して闘う事が確認された集会であった。基地問題について違憲共闘の直保さんから講演があり、琉球舞踊も披露された。

（福岡・J）

控室をカメラで監視 TT全線稼働に伴い主要駅で列車に向けてテレビカメラが設置される。これは指令センターのモニター八台が設置され、切り替えながら主要駅の全てをカバーできることになる（T駅はリモコン装置付き）。会社は「これで乗務員の監視もできる」と喜んでいる。これと同じように、会社はT駅控室に監視カメラを取り付け本区のモニターテレビで監視が出来るようにと設置したいと言っている。こんな事が許されるのか「監視でなく様子を見たいから」とごまかすが本音は監視だ。休憩しているのにテレビカメラで映され、区長や助役に見られると思うと「のんびりできない」「人と話すことも気にさわる」プライバシーの侵害でもある。この様な卑怯なやり方を許すわけにはいかない。職場点検では、要求することに「現行通り」しか答えないで、労務管理には湯水のように金を使ってくる。職場の声を大にして監視カメラの設置を反対しよう。

（私鉄・O）